

墨田区学童クラブ条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(名称及び実施場所)</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要があると認めるときは、区長が<u>指定する場所</u>で学童クラブを実施することができる。</p> <p>(利用資格)</p> <p>第3条 学童クラブを利用することができる児童は、次の各号のいずれかに該当する児童であつて、保護者の就労、疾病等の理由により、<u>昼間家庭において保護者の適切な保護及び育成を受けられないものとする。</u></p> <p>～ 〔略〕</p> <p>(育成時間)</p> <p>第4条 学童クラブにおいて児童の育成を行う時間(以下「育成時間」という。)は、当該児童が在籍している学校の授業日にあつては当該児童に係る授業の終了後から午後6時までとし、当該児童が在籍している学校の休業日にあつては<u>午前8時30分から午後6時までとする。</u></p> <p>(延長育成)</p> <p>第4条の2 前条の規定にかかわらず、区長は、<u>同条の規定による育成(以下「通常育成」という。)を受ける児童のうち特に必要があると認めるときは、育成時間を延長して育成を行うことができる。</u></p> <p>2 前項の規定により育成時間を延長して行う育成(以下「延長育成」という。)は、区長が指定する場所で、<u>前条の授業日にあつては午後6時から午後7時まで、同条の休業日にあつては午前8時から午前8時30分まで及</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要があると認めるときは、区長が<u>指定した場所</u>で学童クラブを実施することができる。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第3条 学童クラブを利用することができる児童は、次の各号のいずれかに該当する児童であつて、保護者の就労、疾病等の理由により、<u>昼間家庭において保護者の適切な保護及び育成を受けられないものとする。</u></p> <p>～ 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第4条 学童クラブにおいて児童の育成を行う時間(以下「育成時間」という。)は、当該児童が在籍している学校の授業日にあつては当該児童に係る授業の終了後から午後5時までとし、当該児童が在籍している学校の休業日にあつては<u>午前9時から午後5時までとする。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、区長は、特に必要があると認める児童については、<u>育成時間を前項の授業日にあつては当該児童に係る授業の終了後から午後6時までとし、同項の休業日にあつては午前8時30分から午後6時までとすることができる。</u></p> <p>〔新設〕</p>

び午後6時から午後7時までの時間において行うものとする。

(休業日)

第5条 学童クラブの休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日

1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

(土曜育成)

第5条の2 前条第1号の規定にかかわらず、

区長は、通常育成を受ける児童のうち特に必要があると認める者については、土曜日(その日が同条第2号又は第3号に掲げる日に当たる場合を除く。以下同じ。)に育成を行うことができる。

2 前項の規定により土曜日に行う育成(以下「土曜育成」という。)は、区長が指定する場所で、土曜日が、当該児童が在籍している学校の授業日である場合にあっては当該児童に係る授業の終了後から午後7時まで、当該児童が在籍している学校の休業日である場合にあっては午前8時から午後7時までの時間において行うものとする。

(育成料)

第8条 通常育成に係る学童クラブの利用の承認を受けた児童の保護者は、児童1人につき月額4,500円の育成料を納付しなければならない。

2 延長育成に係る学童クラブの利用の承認を受けた児童の保護者は、前項の育成料のほか、児童1人につき、午前8時から午前8時30分までの利用にあっては月額500円、午後6時から午後7時までの利用にあっては月額1,000円の育成料を納付しなければならない。

3 土曜育成に係る学童クラブの利用の承認を受けた児童の保護者は、第1項の育成料のほ

[参考]

[新設]

[同左]

第8条 学童クラブの利用の承認を受けた児童の保護者は、児童1人につき月額4,500円の育成料を納付しなければならない。

[新設]

[新設]

か、児童1人につき月額1,500円の育成料を納付しなければならない。

4 区長は、特別の理由があると認めるときは、前3項の育成料を減額し、又は免除することができる。

2 区長は、特別の理由があると認めるときは、前項の育成料を減額し、又は免除することができる。

付 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第4条、第4条の2又は第5条の2の規定による学童クラブの利用に係る手続、準備行為等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。